

第3次北秋田市国土利用計画

令和8年3月

北秋田市

目次

前 文.....	1
1 市土の利用に関する基本構想.....	2
(1) 市土利用の基本方針.....	2
(2) 利用区分別の市土利用の基本方向.....	5
(3) 地域類型別の市土利用の基本方向.....	8
2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	9
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	9
(2) 利用区分ごとの概要.....	11
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	12
(1) 公共の福祉の優先.....	12
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用.....	12
(3) 持続可能な市土の管理.....	12
(4) 市土の保全と安全性の確保.....	12
(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保.....	13
(6) 土地利用の転換の適正化.....	14
(7) 土地の有効利用の促進.....	14
(8) 市土に関する調査の推進.....	15
(9) 計画の効果的な推進.....	15
(10) 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進.....	15

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、北秋田市の区域における土地（以下「市土」という。）の利用に関する基本な事項を定めたものであり、土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となるものである。

本計画の策定にあたっては、国及び県の国土利用計画を基本とし、北秋田市総合計画基本構想に即して策定したものであり、これらの計画が改定された場合のほか、土地利用をめぐる社会・経済状況の変化に対応し、適宜計画と実績に検証を加えながら必要に応じ見直しを行うものである。

1 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

ア. 北秋田市の特徴

本市は、秋田県の北部中央に位置し、区域面積が 1,152.76 km² と秋田県全体の約 10% を占め、山林等の占める比率が高いため可住面積は、全体の 16.9% 程度の約 195.04km² となっている。

県都秋田市から北東へ約 60 km、東には大館市と鹿角市、西には能代市が隣接し、本市の中心部にある JR 鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約 17 km、能代市と鹿角市が約 30 km となっている。

奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心とし、この盆地と米代川支流の阿仁川や小阿仁川などの河川流域に市街地や集落が点在している。

気候は、内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地域と阿仁地域は、特別豪雪地帯に指定されている。

市の南部に森吉山県立自然公園を擁するなど、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれ、豊かな自然環境が残されるとともに、太平湖、安の滝、マタギ狩猟文化や鉱山文化等があり、自然や文化とふれあう観光・レクリエーションゾーンとなっている。

交通体系は、東西には国道 7 号と JR 奥羽本線、南北には国道 105 号及び 285 号と秋田内陸線が整備されているほか、東京便が定期便として運航されている大館能代空港が主要な交通網を形成している。

日本海沿岸東北自動車道は、平成 29 年度中に二井田真中 IC (大館市) から大館能代空港 IC (北秋田市) までの区間が、さらに令和 2 年 12 月に大館能代空港 IC から蟹沢 IC までの区間が開通し、きみまち阪 IC～今泉 IC 間 (約 4.5km) が令和 7 年度に開通する。

この開通により、冬期間の安全で安定した交通環境の確保、迅速な救急搬送体制の向上、災害時における国道 7 号の代替道路としての活用が期待されるとともに、近隣自治体とのアクセス向上による通勤圏の拡大や物流の効率化、産業振興や広域観光による地域のさらなる活性化が期待される。

人口は、令和 2 年の国勢調査では 30,198 人で、平成 22 年の国勢調査と比較すると 10 年間で 17.0% 減少しており、世帯数は 11,799 世帯で、10 年間で 8.1% 減少している。

年代別の人口構成は、年少人口 (15 歳未満) 8.1%、生産年齢人口 (15～64 歳) 47.4%、老年人口 (65 歳以上) 44.5% であり、県の平均 (年少人口

9.7%、老年人口 37.5%) 以上に少子高齢化が進んでいる。

産業別の就業人口は、令和 2 年では第 1 次産業と第 2 次産業の従事比率 (10.6%、27.0%) が県平均 (8.6%、23.6%) より高く、第 3 次産業の比率が低くなっている。

農業指標は、平成 22～令和 2 年までの 10 年間で、農家数 (販売農家) は 52.8%、農業就業人口は 63.3%それぞれ急激に減少している。

令和 2 年の農林業センサスでは、林家 (保有山林 1 ha 以上) が多く、林家数は 2,320 戸で、農家数 (経営耕地面積が 10 a 以上または 1 年間における農産物販売金額 が 15 万円以上) 1,433 戸を大きく上回る数となっている。

工業指標は減少傾向にあり、令和 3 年の経済センサスでは従業者数 1,878 人、製造品出荷額 27,225 百万円となっている。

令和 3 年の経済センサス活動調査では、小売事業所数は 295 事業所、小売業年間販売額は 35,644 百万円となっている。

イ. 市土地利用の基本理念

本市の最上位計画である「第 3 次北秋田市総合計画」(基本構想：令和 8～令和 17 年度) では、少子高齢化の進展による人口の減少傾向の加速化、それに伴う経済規模の縮小や地域活力の低下に加えて、移動手段を持たない買い物困難者の増加や介護、サービス分野等での人手不足の進行を地域の主要な課題とし、これらの課題の克服に向け、目指すべき将来都市像として「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田 ～だれもが関わり、未来を築く～」と掲げ、

①年齢や性別を問わず希望を持って、安心して暮らせる生活環境の創生

②豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出

③都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出を重点目標に掲げ、北秋田市民が都市や世界の人々と相互につながり、希望と幸せを実感する社会の実現を目指すこととしている。

ウ. 市土地利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活や生産などの諸活動の共通の基盤である。

このため、市土の利用については、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本方針として、総合的かつ計画的な土地利用を図る。

また、本市の特徴と発展の方向性を踏まえ、北秋田都市計画マスタープラ

ンや農業振興地域整備計画との整合性を保ち、都市的土地利用の高度化や自然的土地利用の適正な保全や計画的な土地利用転換等により市土利用の量的調整を図る。

さらに、安全や安心の向上や自然と共生する持続可能な土地利用及び美しい市土の形成等による市土利用の質的な向上を図る。

① 市民の生命・財産を守る安全・安心な土地利用の推進

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地震のほか、地球温暖化に伴う気候変動に起因する豪雨災害や土砂災害が発生する危険性は高まっていることから、河川流域における治水対策等に努めることにより、大規模自然災害からの脆弱性を克服し、安全・安心な都市環境の整備を目指す。

② 生活環境の向上や産業振興に資する土地利用の推進

全国的な人口減少社会の中、本市においても活力を維持し持続的に発展していくために、生活環境の向上や産業振興に資する計画的な土地利用を図る。

特に、日本海沿岸東北自動車道や国道 105 号等の本市と市外エリアとを結ぶ広域的な幹線道路の交通利便性を向上させることにより、市民の移動利便性を向上させるとともに、観光や物流などの産業振興に資するよう取り組む。

③ 持続可能な土地利用の推進

人口減少・少子高齢化の進展や行財政運営の厳しさが増す中で、将来にわたって本市が持続可能な都市であり続けるために、森林や農地などの自然的土地利用を適正に保全する。

住宅や各種都市機能、道路などのインフラが整った既成市街地では、空き家や空き地の利活用などの既存ストックの適切な維持・管理と有効活用を促進し、生活環境の質的向上を図る。

④ 自然・歴史・文化などの地域資源と調和した土地利用の推進

本市には、森吉山に代表される自然資源や、世界文化遺産に登録された伊勢堂岱遺跡、綴子の大太鼓等の歴史・文化資源に恵まれており、こうした資源を取り巻く環境や景観を適正に保全するとともに、観光資源としての活用を図ることで、地域の魅力向上に努める。

(2) 利用区分別の市土地利用の基本方向

市土地利用の基本方針を踏まえ、利用区分別の土地利用の基本方向は次のとおりである。

ア. 農地

農地については、将来にわたり食料の安定供給を確保するための基礎的な土地資源であり、その整備保全に努める。

また、農地の生産性を高めるため土地基盤の整備を推進するとともに、優良農地確保と低コスト化を促進し、新規就農者の確保、集落営農組織・大規模農家の法人化支援、六次産業化を含む北秋田ブランドの確立等により一層の農業経営の確立を図る。

イ. 森林

森林については、木材生産をはじめとした経済的機能のみならず、市土の保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じ市民生活に大きく寄与していることから、これらの多面的機能を総合的に発揮させるため、木質バイオマス利用等を含め持続可能な森林経営の確立に向けた森林の保全・整備を図る。

また、森吉山県立自然公園をはじめ、恵まれた自然環境を後世に伝えるため森林生態系の保全にも努める。

ウ. 原野等

原野等のうち、湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地など貴重な自然環境を形成するものについては、生態系及び景観の維持等の観点からその保全を図り、その他の原野等については、環境の保全に配慮しつつ有効な利用への転換を図る。

エ. 水面・河川・水路

水面及び河川については、氾濫地域における安全性の確保や今後予想される水需要の増加に対応した資源の確保を図るとともに、観光的要素も加味して自然環境に配慮しながら親水空間の確保に努める。

特に、米代川水系における流域治水機能を向上させ、災害時における復旧活動などの基地となる水防災拠点を整備し、地域を守る事前防災対策を強化する。

また、豪雨による洪水・浸水被害を防ぐため、小阿仁川の河川改良を計画的に進める。

水路については、農業用等の用排水路の整備や集落周辺の環境整備を推進するために必要な用地の確保を図る。

オ. 道路

高速道路及び一般道については、交流人口の拡大に向けた交流基盤、市土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備拡充を推進するため重要な役割を担っていることから道路整備を推進する。

特に、大館能代空港や能代港と連絡する高規格道路ネットワークの一翼を担う日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）の整備を促進する。（令和8年3月完了）

また、本市と仙北市を結び、産業振興、救急医療及び地域防災などの機能を担う国道105号において、道路幅が狭く急カーブも連続していることから、幸屋渡工区の利用者の安全・安心を確保するため、狭い道路幅や急カーブ等の解消のための改良整備を推進する。

また、その整備にあたっては、安全性や快適性に留意して環境保全に十分に配慮する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上と農林地の適正な管理に必要な用地の確保を図り、その整備にあたっては、自然環境の保全に十分に配慮する。

カ. 宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地を形成するため、住宅地周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な住環境を形成するために必要な用地の確保を図るとともに、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等を促進する。

市街地においては、環境の保全や防災上の観点に配慮しつつ、空き家や空き地など既存のストックを活用しながら土地利用の高度化に努め、また農山村部においては、地域コミュニティの維持を図りつつ、安全性の向上やゆとりと潤いのある居住環境を創出する。

工業用地については、高速交通体系の整備に伴う良好な立地条件を活かした企業の誘致による雇用の創出が市勢発展に欠かせないことから、周辺環境及び自然環境との調和に配慮しながら適正な配置を行い、工場の立地に必要な用地の確保を図る。

事務所、店舗、その他の宅地については、空き店舗の活用や消費者ニーズへの対応などによる既存商店街の活性化や地域への波及効果が期待される商

業施設用地の確保など、都市機能の拡充による市街地整備のため、都市計画用途地域と農振農用地の調整を図り、良好な環境の形成に配慮しながら必要な用地の確保を図る。

キ. その他

文教施設や厚生福祉施設など公共用施設用地については、市民の生活上欠くことのできないものであるため、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、中心市街地の活性化による賑わいの創出や公共施設の均衡配置及び環境保全に留意しながら必要な用地の確保を図る。

都市公園などのレクリエーション用地については、市民の余暇活動の場や都市との交流の場として、自然環境の保全を図りながら確保に努める。

(3) 地域類型別の市土地利用の基本方向

市土地利用の基本方針を踏まえ、地域類型別の市土地利用の基本方向は次のとおりである。

ア. 市街地

市街地においては、住宅系、商業系、工業系などの多様な機能をバランスよく配置することを基本としながら、低未利用地について周辺土地利用との調和を図りながら適正な有効利用を進める。

また、環境や景観に配慮しながら、都市機能の充実や道路、公園等の基盤施設の適切な整備を進め、利便性の高い市街地を形成する。

減災・克雪を考慮した土地利用の誘導やオープンスペースの確保などにより、災害に対する安全性を高めて暮らしやすい市街地を形成していく。

イ. 農山村地域

農山村地域においては、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、新たな時代のニーズに対応した農林業の展開や農林業と観光との融合という新たな地域振興の方策の推進により、活力ある地域社会の形成を図る。

また、農地や森林は自然環境保全や災害の未然防止、さらには景観形成にも大きな役割を果たしていることから、農地や森林の保全に努め、やむを得ず土地利用の転換を行う場合には、周辺環境への影響に十分配慮し、適切に対処する。

ウ. 自然維持地域

本市域の大半を占める森林等からなる自然維持地域においては、「資源循環型社会」の構築に向けた環境への負荷の低減に取り組むとともに、里山や森吉山県立自然公園などの自然環境の保全の必要性が高い地域については、積極的な保全を図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習やエコツーリズム等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア. 基準年次及び目標年次

本計画は、令和4年を基準年次とし、令和17年を目標年次とする。

イ. 目標年次における人口及び世帯数

本計画の基礎的な前提となる人口については、第3次北秋田市総合計画における目標人口に沿い令和17年には21,388人と推計する。

世帯数については、令和17年は9,140世帯と推計する。

ウ. 利用区分

市土の利用区分は農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他に区分する。

エ. 目標設定の方法

利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別土地利用の現況と推移をもとに将来人口や産業など社会的変化等を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測して土地利用の実態との調整を行い定める。

オ. 目標年次における規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づき、令和17年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとする。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	面積 (ha)		構成比 (%)		増減 (ha)	伸び率 (%)
	基準年 令和 4 年	目標年 令和 17 年	基準年 令和 4 年	目標年 令和 17 年	R17-R4	R17/R4
農地	6,130	6,115	5.3	5.3	△ 15.0	△ 0.2
田	5,250	5,236	4.6	4.5	△ 14.0	△ 0.3
畑	880	879	0.8	0.8	△ 1.0	△ 0.1
森林	95,850	95,838	83.1	83.1	△ 12.0	△ 0.0
原野等	2	1	0.0	0.0	△ 1.0	△ 50.0
水面・河川・水路	2,514	2,520	2.2	2.2	6.0	0.2
水面	683	683	0.6	0.6	0.0	0.0
河川	1,510	1,516	1.3	1.3	6.0	0.4
水路	321	321	0.3	0.3	0.0	0.0
道路	1,962	1,977	1.7	1.7	15.0	0.8
一般道路	1,123	1,138	1.0	1.0	15.0	1.3
農道	348	348	0.3	0.3	0.0	0.0
林道	491	491	0.4	0.4	0.0	0.0
宅地	1,372	1,372	1.2	1.2	0.0	0.0
住宅地	729	729	0.6	0.6	0.0	0.0
工業用地	65	65	0.1	0.1	0.0	0.0
その他の宅地	578	578	0.5	0.5	0.0	0.0
その他	7,446	7,453	6.5	6.5	7.0	0.1
合計	115,276	115,276	100.0	100.0	0.0	△ 0.0
市街地	—	—	—	—	—	—

注 1) 基準年の面積は「秋田県国土利用計画管理運営資料」(秋田県、令和 4 年 10 月 1 日現在)による。

注 2) 利用区分別の合計値が四捨五入により個々の合計と一致しない場合がある。

注 3) 市街地は「国勢調査」の定義による人口集中地区 (DID)である。

(2) 利用区分ごとの概要

農地は、優良農地の確保を図りつつ、日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路等）の整備や北秋田地区水防災拠点整備事業等の公共施設整備による転換を見込み 15ha 減少し 6,115ha を見込む。

森林は、日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）や国道 105 号の整備、小阿仁川河川改修事業などにより、12ha 減少し 95,838ha を見込む。

原野等は、小阿仁川河川改修事業や国道 105 号の整備により、1 ha 減少し 1 ha を見込む。

水面・河川・水路は、小阿仁川河川改修事業に伴う増加等により、6 ha 増加し 2,520ha を見込む。

道路は、日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）や国道 105 号の整備により、15ha 増加し 1,977ha を見込む。

その他は、北秋田地区水防災拠点整備事業により 7 ha 増加し 7,453ha を見込む。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

市土については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然や文化、社会や経済などの諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努める。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

土地基本法や国土利用計画法及びその他関連する土地利用関連法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(3) 持続可能な市土の管理

持続可能な市土の管理に向け、行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能を適切に誘導するとともに、地域の特性を活かしながら調和のとれた居住環境の整備と産業基盤の整備を図るため、主要基幹道路や生活関連道路など交通体系の整備を推進する。

食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保及び市土保全等の多面的機能を発揮させるため、農地の集積・集約を推進する。また、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を進めるとともに、森林の多面的機能の活用を図る。

健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

美しく魅力ある街並み景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(4) 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和に配慮しながら、適正な土地利用を図るとともに、市土の保全施設の整備を推進する。

水供給体制の確保のため、安定した水資源の確保や水利用の合理化、市民

の節水意識の高揚など総合的な対策を推進する。

森林による市土の保全機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、流域を基本的単位とした地域特性に応じた森林の管理を推進する。

地域材の生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めて山村地域における生活環境の向上を図るなど森林管理のための基礎条件の整備を推進する。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域にある住宅地等においては、法規制などにより災害に配慮した土地利用への誘導を図るとともに、市土の保全施設や地域防災拠点の整備、災害時の避難対策や情報伝達システムの構築等を推進する。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

自然と共生し、持続的に発展する地域社会の形成に向けて、下水道施設の充実やリサイクルの推進によるごみの減量と資源化に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進める。

エコ意識の普及啓発やバイオマス発電、小水力発電など地域の特性に合わせた再生可能エネルギーを公共施設等に導入するなど地球温暖化防止対策を推進する。

森吉山県立自然公園をはじめ、米代川や阿仁川などの豊かな自然は、地域の自然環境を支える重要な基盤である。この豊かな自然との共生に向け、ごみの不法投棄防止策やクリーンアップなどの美化活動を推進するとともに、市民の環境に対する意識啓発に努め、市民と行政が一体となった保全活動を推進し、地域の貴重な財産である豊かな自然の保護・育成に努める。

野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から保全上重要な自然環境について、行為規制等により適正な保全を図るとともに、生息状況の把握に努め、その保護と活用を図る。

森・里・川の連環による生態系ネットワークの形成のため、空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。

市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き監視・指導を行う。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア. 農地の利用転換

道路、宅地など農業以外の土地利用が予測されることから、他の土地利用との計画的な調整をしながら農業生産の確保と農業経営の安定を図り、地域農業に影響を与える無秩序な転換を抑制し、優良農地が確保されるよう適正な土地利用を図る。

イ. 森林の利用転換

森林の保持と育成や林業経営の安定に留意しつつ、災害防止、環境保全、水資源かん養、保健休養等の森林のもつ諸機能を十分に考慮するとともに、周辺の土地利用と調整して適正な土地利用を図る。

ウ. 原野等の利用転換

さまざまな利用の可能性がある一方で、自然環境を保全する上で重要な地域となっている場合も多いため、実態を十分調査して、地目転換には慎重を期するとともに、周辺の土地利用と調整して適正な土地利用を図る。

エ. 大規模な土地の利用転換

大規模な土地の利用転換による影響は広範囲に及ぶため、周辺地域を含めて十分な事前調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全に十分考慮して適正な土地利用を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア. 農地

農地については、土地改良など農業基盤の整備を計画的に推進して農業生産における有効利用を図る。なお、低利用地については、その地域の特性に応じた有効利用を図る。

イ. 森林

森林については、森林資源の整備を計画的に推進し、木材生産機能及び公益的機能の増進を図る。また、景観や防災機能の確保、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場などの総合的な利用を促進する。

ウ. 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しながら、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場の形成を促進する。

安定した内水面漁業の振興に向け、河川等の生産環境の保持・改善を図る。

エ. 道路

道路については、交通機能の充実はもとより、上下水道、通信施設等の収容などの有効利用を図るとともに、道路緑化等により美しい市土の形成を促進する。

オ. 宅地

住宅地については、世帯数が減少している現状を踏まえ、宅地の無秩序な拡散を抑制する観点から空き地や空き家などの活用による再利用・再開発を促進し、持続可能でコンパクトな市街地を形成し、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努める。

工業用地については、周辺環境との調和と公害防止、既存の工業団地の有効活用を図り、工場の立地動向や産業構造の変化などのニーズを踏まえ、必要に応じて用地の確保と適切な立地に努める。

(8) 市土に関する調査の推進

市土の適切な利用を図るため、地籍調査など土地利用の状況及び地域の自然的・社会的条件などの基礎的な調査を推進するとともに、本計画の総合性及び実効性を高めるため、住民による市土の保全と利用への理解を促し、調査結果の普及及び啓発に努める。

(9) 計画の効果的な推進

計画の推進にあたっては、各種の指標等を活用し、市土利用をとりまく状況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画の目的達成に向けて、部局横断的に効果的な施策を講じる。

(10) 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進

市土の適切な管理に向けて所有者等による適切な管理を促すほか、国・県・

市による公的な役割と、地域住民、企業、NPOなど多様な主体が、自然の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入等、様々な方法により市土の適切な管理に参画する取り組みを推進する。